

薩摩川内市竹バイオマス産業都市協議会規約

(名称)

第1条 この会は、薩摩川内市竹バイオマス産業都市協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「薩摩川内市次世代エネルギービジョン」（以下「ビジョン」という。）に掲げる産業活動の具体的な取り組みとして、本市だけではなく、本県の地域資源であり、同時に地域課題でもある「竹」に着目し、「竹」のエネルギーを活用した産業振興及び関連雇用の創出とこれらの活性化に伴う竹林保全及び温暖化対策としての環境貢献に繋げることを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、薩摩川内市及び市との接点（今後の連携可能性を含む。）を有し、かつ、前条の目的に賛同し、下記のいずれかの要件を満たす法人、団体、研究機関及び学識経験者等で構成するものとする。

- (1) 「竹」に係る事業や取組を行っているもの。
- (2) 「竹」由来の部素材等を採用している、または、採用の可能性（検討を含む）があるもの。
- (3) 部素材の加工や高機能化、高付加価値化に繋がり得る技術を有しているもの。
- (4) 「竹」に係る事業や取り組みへの直接的、または、間接的な関与の可能性があるもの。
- (5) その他会長が特に必要と認めたもの。

2 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 竹バイオマス産業都市の実現に向けて、事業の円滑な推進を図るために協議・検討に関すること。
- (2) 竹バイオマス産業に関連する新たな事業の企画・立案及び計画の策定に関すること。
- (3) 市民の理解促進、市内企業等の参画、企業誘致を促進するための取り組みに関すること。
- (4) 市内外への情報発信に関すること。
- (5) その他、必要な事項に関すること。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書を第7条に規定する会長に提出するものとする。

2 会長は、正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

(退会)

第6条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(役員)

第7条 協議会に会長（1名）、副会長（2名）及び幹事（数名）の役員を置く。

2 会長及び副会長は、会員の中から互選により選任する。

3 幹事は、第11条の分科会のリーダー等より会長が選任する。

4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、その任期が満了した場合でも、後任者が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(会長・副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順位に基づき、その職務を代行する。

(総会)

第9条 総会は、年1回開催するほか、必要に応じて会長が招集する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会は、次の項目について審議決定する。

(1) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) その他重要な事項に関すること。

(役員会)

第10条 会長は、協議会の円滑な運営のために役員会を設ける。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、その議長となる。

3 役員会は、次の項目について協議する。

(1) 協議会の活動方針の検討等の総会に付すべき事項に関すること。

(2) 分科会での個別具体的プロジェクトの進捗・成果の共有等に関すること。

(3) その他役員会において必要と認めた事項に関すること。

(分科会)

第11条 会長は、協議会の円滑な運営のために分科会を設ける。

2 分科会は、次の項目について協議する。

(1) 個別具体的プロジェクトの実施検討に関すること。

(2) その他分科会において必要と認めた事項に関すること。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、薩摩川内市産業戦略課内に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年7月13日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日（一部改定）から施行する。

この規約は、令和3年4月1日（一部改定）から施行する。